

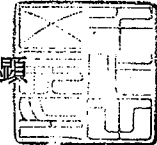
千代田区告示第 29 号

令和 6 年度賃金下限額について

千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、令和 6 年度における賃金下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

千代田区長 樋口 高 顕



(1) 工事又は製造の請負契約の賃金下限額 単位：円（1 時間当たり）

No.	職 種	賃金下限額	No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	3, 183	26	高級船員	4, 117
2	普通作業員	2, 857	27	普通船員	3, 318
3	軽作業員	1, 980	28	潜水士	5, 310
4	造園工	2, 913	29	潜水連絡員	3, 881
5	法面工	3, 555	30	潜水送気員	3, 768
6	とび工	3, 510	31	山林砂防工	3, 453
7	石工	3, 532	32	軌道工	6, 120
8	ブロック工	3, 285	33	型わく工	3, 375
9	電工	3, 386	34	大工	3, 240
10	鉄筋工	3, 476	35	左官	3, 465
11	鉄骨工	3, 150	36	配管工	3, 037
12	塗装工	3, 678	37	はつり工	3, 217
13	溶接工	3, 802	38	防水工	3, 847
14	運転手（特殊）	3, 251	39	板金工	3, 645
15	運転手（一般）	2, 655	40	タイル工	3, 026
16	潜かん工	3, 948	41	サッシ工	3, 420
17	潜かん世話役	4, 680	42	屋根ふき工	2, 208
18	さく岩工	4, 005	43	内装工	3, 521
19	トンネル特殊工	3, 813	44	ガラス工	3, 363
20	トンネル作業員	3, 307	45	建具工	3, 026
21	トンネル世話役	4, 320	46	ダクト工	3, 037
22	橋りょう特殊工	3, 701	47	保温工	2, 947
23	橋りょう塗装工	3, 780	48	設備機械工	2, 970
24	橋りょう世話役	4, 331	49	交通誘導警備員 A	2, 867
25	土木一般世話役	3, 487	50	交通誘導警備員 B	1, 372

告示承認  
 第 35 号  
 期自令和 6 年 3 月 15 日  
 間至令和 6 年 3 月 29 日  
 取扱者 (田中) 印

(2) 工事又は製造の請負以外の請負契約及び業務委託契約の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

職種	賃金下限額
警備員	1,463
保全管理員	1,969
清掃員	1,205
介護職	1,205
栄養士	1,528
保健師	1,568
看護師	1,568
上記以外	1,200

(3) 指定管理協定の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

職種	賃金下限額
警備員	1,463
保全管理員	1,969
清掃員	1,205
介護職	1,205
栄養士	1,528
保健師	1,568
看護師	1,568
上記以外	1,200